

自然公園法と関連法制度(環境省所管)との関係性

法令名(制定年)	目的	地域指定の種別	自然公園との重複	自然公園行政との関係
自然環境保全法 (昭和47年)	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	(国指定) 原生自然環境保全地域 ・立入制限地区 自然環境保全地域 ・特別地区 ・野生動植物保護地区 ・海中特別地区 ・普通地区 (都道府県指定) 都道府県自然環境保全地域	重複しない	利用を前提とする自然公園制度とは相容れないため、地域指定にあたって自然公園区域から除外した事例がいくつかある。原生自然環境保全地域については、立入制限地区を設定することができるが、自然公園法においても立入を制限する地区を設定することができるようになったため、自然公園法との差異は少なくなっている。 なお、同法を根拠に実施している自然環境保全基礎調査の結果は、自然公園の保護管理に活用しているところ。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (大正7年、 平成14年全部改正)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資すること	(国指定) 国指定鳥獣保護区 ・特別保護地区 ・特別保護指定区域 (都道府県指定) 都道府県指定鳥獣保護区	重複することがある	国指定鳥獣保護区66地区のうち、19地区は国立公園区域と重複している。自然公園法では動物の捕獲を規制しているのは特別保護地区と特別地域(特別地域内においては、環境大臣が指定する動物のみ捕獲規制される)であり、鳥獣保護区を併せて指定することにより、自然公園の自然環境全般の保護効果を上げている。 なお、鳥獣保護法に基づき動物個体、卵等の捕獲許可を受けた場合は自然公園法の許可を不要とし、手続きを簡素化している。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	生息地等保護区 ・管理地区 ・監視地区	重複することがある	生息地等保護区8地区のうち1地区(北岳キタダケソウ生育地保護区、南アルプスNP)が国立公園区域と重複している状況で、直接の関わりは少ない。 国内希少野生動植物種62種のうち、約半数は国立・国定公園を生息・生育地としている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年)	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること	-	-	基本方針には国立公園内で防除を推進することとされている。平成18年度の施行令改正で特別保護地区内での動植物の放出等が規制されている。
自然再生推進法 (平成13年)	自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること	(自然再生事業実施計画において、事業の対象区域を明示)	重複することがある	自然再生推進法に基づく自然再生事業が国立公園内にて行われる場合には、自然公園法に規定する公園事業のうち自然再生施設事業として位置づけることとしており、積極的な連携を図る。
景観法 (平成16年)	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること	景観計画区域 ・景観農業振興地域整備計画区域	重複することがある	国立・国定公園内において景観行政団体が景観計画を定める場合は国立公園等管理者(国立公園においては環境大臣、国定公園においては都道府県知事)に協議する旨の規定がある。 景観計画に定められる規制のうち、国立・国定公園の公園計画と適合する適切な内容のものについては自然公園法の許可基準として適用する。また、自然公園等事業(公共のみ)のうち必要なものに関しては、その整備方針を景観計画に明記し、公園管理者として連携・協力を図る。